

総社市告示第18号

総社市意思疎通支援事業実施要綱（平成29年総社市告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）			
種別	費用	交通費	備考	種別	費用	交通費	備考
手話通訳者	1時間まで <u>1,900円</u>	1回につき 750円	1時間超過30分毎に <u>950円</u> を加算	手話通訳者	1時間まで <u>1,800円</u>	1回につき 750円	1時間超過30分毎に <u>900円</u> を加算
略				略			
要約筆記者	1時間まで <u>1,900円</u>	1回につき 750円	1時間超過30分毎に <u>950円</u> を加算	要約筆記者	1時間まで <u>1,500円</u>	1回につき 750円	1時間超過30分毎に <u>750円</u> を加算
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の総社市意思疎通支援事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日以後の派遣について適用し、同日前の派遣については、なお従前の例による。